

仙台市の
移住支援金制度を
活用して

コストをかけずに 求人を魅力アップ しませんか？



移住支援金制度とは？

- ・ 東京23区内に在住・通勤の方が
- ・ 宮城県内に移住
- ・ 事前に登録された支給対象法人に就職すると※

制度の詳細はこちら↓



単身者/60万円、世帯/100万円が

支給される制度です！

(更に、18歳未満のこども1人につき100万円加算)

※支給対象法人登録後に、みやぎ移住・交流ガイドに
掲載された求人に応募し、就職した場合に限ります。



支給対象法人に登録するメリット



無料で求人情報が
掲載できる！

首都圏の人材にPRして
採用を強化！

- ・ 宮城県が運営する「みやぎ移住・
交流ガイド※」に求人情報を
無料で掲載！

- ・ みやぎジョブカフェで求人情報の
作成支援を受けられる！

※ 宮城県へ移住・就職を検討している方向けの情報サイトです。
(求人情報や県内市町村の紹介記事などが掲載されています！)
<https://miyagi-ijuguide.pref.miyagi.jp/>

お問い合わせ

仙台市 経済局 産業政策部 商業・人材支援課

住所：仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階

電話番号：022-214-1007

メール：ijushienkin@city.sendai.jp

登録要件などは
裏面をご確認ください



移住支援金支給対象法人登録要件チェックリスト

以下のすべての項目に該当する場合申請が可能です

法人の基本条件

- 官公庁ではない
- 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業ではない
- 「みなし大企業※1」（親会社が大企業で過半数出資）ではない
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者ではない
- 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人でない

業種要件

- 農林水産業、鉱業等、建設業、製造業、ライフライン関連産業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸・小売業、金融・保険業、不動産・賃貸業、研究・専門サービス業、宿泊・飲食業、生活・娯楽関連産業、教育関連産業、医療・福祉、複合サービス業、サービス業（政治・経済・文化団体、宗教、外国公務を除く）

所在地・事業所

- 登録する求人の勤務地が仙台市内
- 本店所在地が東京圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）ではない※2

雇用条件

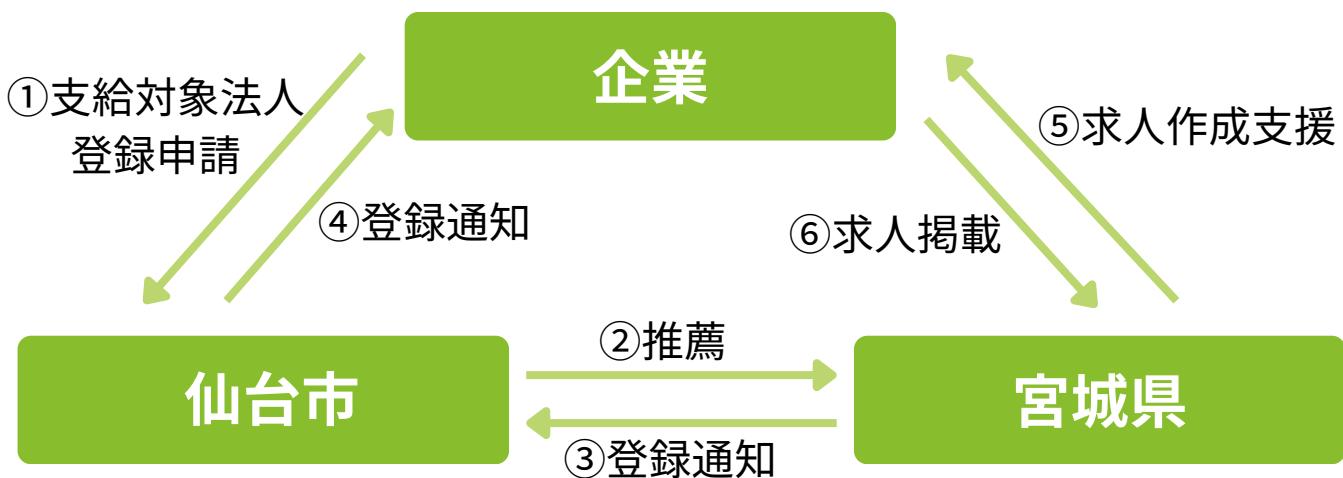
- 雇用保険の適用事業主である

※1 みなし大企業とは、以下のいずれかに該当する企業のことを指します

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ③資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※2 勤務地限定型社員（東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除きます

申請から登録までのながれ



移住支援金支給対象法人の登録に関する詳細な要件や申請方法等については、右の二次元コードから仙台市ホームページをご確認ください。

